

令和5年度長野県給与支給明細書照会画面広告掲載契約書（案）

長野県（以下「発注者」という。）と広告掲載者〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、発注者が長野県総務事務システム（以下「システム」という。）内に表示する給与支給明細書照会画面に受注者が作成した広告を掲載することについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者、受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に際して知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約終了後においても同様とする。

（広告掲載の条件等）

第2条 受注者は、「長野県総務事務システム広告掲載要綱（以下「要綱」という。）」、「長野県総務事務システム広告掲載要領（以下「要領」という。）」、「長野県給与支給明細書照会画面広告掲載募集要項（以下「要項」という。）」に基づき、給与支給明細書照会画面に掲載する広告を作成するものとする。

2 発注者は、前項に基づき受注者が作成した広告を、システム内の給与支給明細書照会画面に掲載するものとする。

（広告掲載回数）

第3条 広告掲載は、〇回（令和〇年〇月分）とする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、金〇〇〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）

（契約保証金）※ありの場合

第5条 受託者は、契約保証金〇〇〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者が契約を履行した後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

（契約保証金）※無しの場合

第5条 契約保証金は 円とし、財務規則第143条第 号の規定によりその納付は免除する。ただし、受注者がこの契約を履行しなかった場合は、受注者は契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

（契約金額の支払）

第6条 受注者は、発注者の発行する納入通知書により、発注者が定める日までに、第4条に定める契約金額を発注者に支払わなければならない。

(延滞金)

第7条 受注者は、前条に定める納入期限までに契約金額を支払わないときは、納入期限の翌日から支払った日までの期間について、延滞金を発注者に支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金の額は、県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年3月30日条例第12号）によるものとする。

(契約の解除等)

第8条 発注者は、以下に規定する各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、受注者への催告等を行わずに広告掲載の決定の取消し及び契約の解除、又は広告掲載を一時中止することができる。

(1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。

(2) 受注者が発注者の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(3) 受注者が社会的信用を損なうような不祥事を起こしたとき。

(4) 受注者の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

(5) 受注者が、指定する期日までに契約金を納付しなかったとき。

(6) 受注者又は広告の内容が、要綱及び要領に抵触する事実が判明したとき。

(7) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

(8) 発注者の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項に掲げる場合のほか、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者はこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

3 発注者は、第1項及び第2項の規定により広告掲載の取消し等をしたときは、受注者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

4 第1項の規定による広告掲載の取消し等により受注者が損害を受けることがあっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(広告掲載の取下げの申し出)

第9条 受注者は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするとき、又は契約を解除しよ

うとするときは、書面により発注者に申し出なければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに広告掲載の決定を取り消すものとする。

(契約金の返還)

第 10 条 発注者は、徴収した契約金は返還しないものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由がなく発注者が掲載しなかった場合はこの限りではない。

- 2 次の各号に掲げる事由により発注者が掲載を一時停止した場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

- (1) 機器等の保守又は工事を行うとき
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき
- (3) その他公益上やむを得ない場合

- 3 第 1 項ただし書の場合において返還する金額は、該当掲載期間における広告掲載回数に応じて契約金を返還するものとする。なお、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 4 前項の規定により返還する契約金には利子を付さない。

(損害賠償)

第 11 条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を発注者に賠償しなければならない。

(広告主の責務)

第 12 条 受注者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 第三者から、広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 13 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 14 条 受注者は、本契約の履行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(管轄裁判所)

第 15 条 この契約に対して争いが生じた場合には、長野地方裁判所をその管轄裁判所とする。

(契約の費用)

第 16 条 この契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

(その他)

第 17 条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決定するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 5 年 月 日

発注者 長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2

長野県知事 阿 部 守 一 印

受注者 住所

氏名又は名称
及び代表者名

印